

兵ト発第 54号

公告第 494号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合規約の一部変更について、平成27年2月17日
認可申請中のところ、平成27年2月23日付で認可を受けたので公告する。

変更内容

組合規約第44条（保険料及び調整保険料の負担割合）

保険料額及び調整保険料額95分の49.81は事業主、95分の45.19は
被保険者において負担する。

平成27年 2月25日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理 事 長 瀧 川 博 司